

議案第 1 3 号

向日市行政手続条例の一部改正について

向日市行政手続条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 7 年 2 月 2 4 日提出

向日市長 久 嶋 務

条例第 号

向日市行政手続条例の一部を改正する条例

向日市行政手続条例（平成8年条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条—第34条）」を
「第4章 行政指導（第30条—第34条の2）」

第4章の2 処分等の求め（第34条の3） に改める。

第2条第1号中「同じ。）」の次に「並びに京都府の事務処理の特例に関する条例（平成12年京都府条例第4号）又は京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成12年京都府条例第15号）の規定により市が処理することとされた事務について規定する京都府の条例及び京都府の執行機関の規則」を加える。

第3条第1項中「第4章」を「第4章の2」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合

において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令又は条例等の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（向日市税条例の一部改正）

2 向日市税条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「及び第33条第3項」を「又は第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

〈参 考〉

向日市行政手続条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
目次	目次
第1章 総則（第1条—第4条）	第1章 総則（第1条—第4条）
第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）	第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）
第3章 不利益処分	第3章 不利益処分
第1節 通則（第12条—第14条）	第1節 通則（第12条—第14条）
第2節 聴聞（第15条—第26条）	第2節 聴聞（第15条—第26条）
第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）	第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）
第4章 行政指導（第30条—第34条の2）	第4章 行政指導（第30条—第34条）
第4章の2 処分等の求め（第34条の3）	
第5章 届出（第35条）	第5章 届出（第35条）
附則	附則
（定義）	（定義）
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 条例等 条例及び執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）並びに <u>京都府の事務処理の特例に関する条例（平成12年京都府条例第4号）又は京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成12年京都府条例第15号）の規定により市が処理することとされた事務について規定する京都府の条例及び京都府の執行機関の規則をいう。</u>	(1) 条例等 条例及び執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。） _____ _____ _____ _____をいう。
(2)～(8) 略	(2)～(8) 略
（適用除外）	（適用除外）
第3条 処分又は行政指導で行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第1項各号に掲げるものについては、次章から <u>第4章の2</u> までの規定は、適用しない。	第3条 処分又は行政指導で行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第1項各号に掲げるものについては、次章から <u>第4章</u> までの規定は、適用しない。
2 略	2 略
（行政指導の方式）	（行政指導の方式）
第33条 略	第33条 略
2 <u>行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市</u>	

の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 略

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置か

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 略

れているものに限る。)がされていないと史料するとき
 は、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指
 導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出
 て、当該処分又は行政指導をすることを求めることがで
 きる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提
 出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令又は条例等
 の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料す
 る理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出
 があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき
 必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をし
 なければならない。

向日市税条例の一部改正（附則第2項）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(向日市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 向日市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4 <u>項</u>に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する 義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条 例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）について は、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用 しない。</p>	<p>(向日市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 向日市行政手続条例第3条、第4条及び第33条第3 <u>項</u>に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する 義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条 例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）について は、同条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用 しない。</p>